

となみ散居村ミュージアム
指定管理者募集要項

令和5年7月25日

砺波市

となみ散居村ミュージアム指定管理者募集要項

となみ散居村ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

となみ散居村ミュージアム

(2) 所在地

砺波市太郎丸80番地

(3) 施設概要

敷地面積 17,347㎡（駐車場、園路、遊水池、緑地を含む。）

【伝統館】母屋

構造 木造2階建
延床面積 197.81㎡
建築面積 177.65㎡

【伝統館】納屋

構造 木造平屋建
延床面積 93.56㎡
建築面積 97.29㎡

【伝統館】灰小屋

構造 木造平屋建
延床面積 1.74㎡
建築面積 1.74㎡

【交流館】

構造 木造2階建
延床面積 354.25㎡
建築面積 262.02㎡

【情報館】

構造 RC造平屋建
延床面積 742.88㎡
建築面積 617.19㎡

【民具館】

構造 木造2階建
延床面積 730.84㎡
建築面積 376.60㎡

電力キュービクル1棟

ポンプ室 1棟

その他は、別紙「施設概要書」を参照してください。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の業務等の範囲

- (1) となみ散居村ミュージアム条例（平成18年砺波市条例第6号。以下「条例」という。）第5条に規定する業務
- (2) その他、別紙「となみ散居村ミュージアム指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理の基準

- (1) 休館日 条例第7条第1項に規定するとおり。
なお、条例第7条第2項に規定するとおり、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、休館日に開館又は開館日に閉館することができるものとします。
- (2) 開館時間 条例第6条に規定するとおり。
なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上又は利用者の安全性の向上に有効と判断するとき、開館時間を延長又は短縮することができるものとします。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、砺波市（以下「市」という。）と指定管理者との間で協定を締結します。

この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

6 利用料金制

指定管理者は、条例第12条に定める利用料金を条例に定める範囲内で自らの責任において決定（市の承認が必要）し、自らの収入とすることができるものとします。

なお、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し若しくは利用料金を還付することができるものとします。

7 応募資格

市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者とします。ただし、次の各号

に該当する法人等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人等
- (2) 市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等
- (3) 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しない法人等
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している法人等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している法人等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない法人等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人等
- (9) 会社更生、民事再生の手續について申し立てが成され、この手續が終了していない法人等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3月を経過しない法人等
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

8 提出書類（各1部）

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 管理運営費提案書
- (4) 収支予算書
- (5) 団体概要書
- (6) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類

- (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
- (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年8月8日（火）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）

10 現地説明会の実施

現地説明会が必要な場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をご連絡ください。開催日時は追ってご連絡します。

- (1) 申出期間 令和5年8月1日（火）まで
- (2) 開催場所 となみ散居村ミュージアム

11 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画書の内容が、砺波平野の散居景観及び田園空間を広く紹介するとともに、景観の保全及び創造、農村文化及び伝統文化の継承により地域の活性化に寄与し、併せて農山村で用いられてきた生産用具、生活用具等の地域文化財の保存、展示及び活用による地域住民と都市住民の交流を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

12 指定管理者の指定及び協定等

- (1) 指定管理者の指定及び協定等
指定管理者の指定には、市議会の議決が必要となります。
- (2) 協定の締結
市と指定管理者は、議決後、「となみ散居村ミュージアム指定管理者基本協定書」を締結します。

1 3 指定管理者の申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を精読の上で申請してください。
- (2) 申請書類等に虚偽事項の記載があった場合には、失格とします。
- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) ミュージアムの管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。
- (5) 申請書類等は、返却しません。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用範囲は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。)
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 4 提出先

砺波市農地林務課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1431 FAX 0763-33-6851

1 5 提出期限

令和5年8月31日(木)午後5時15分

1 6 選考方法

申請書類の内容に不備がないか審査のうえ選考するものとし、当該団体等が複数の場合は選定委員会において選考します。

1 7 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。